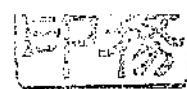




警
察
省

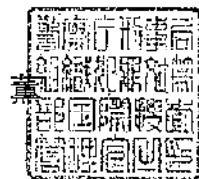


確 認 事 項

警察庁丁国搜発第1495号
法務省刑国第340号
外 総 治 協 第 2 号
平成29年7月20日

警察庁刑事局組織犯罪対策部
国際捜査管理官

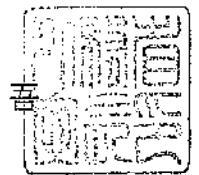
和 田



法務省刑事局国際課長
山 内 由



外務省総合外交政策局
国際安全・治安対策協力室長
宮 本 新



外務省国際法局条約課長
中 村 仁



国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（以下「条約」という。）の
締結に関し、条約第18条（条約第13条3において準用する場合を含む。）
に基づいて我が国が他の締約国の中止当局に対し、法律上の相互援助等の要請

を行う場合における警察庁及び法務省と外務省との関係について、警察庁、法務省及び外務省は、下記のとおり確認する。

記

1. 警察庁及び法務省は、他の締約国の中の中央当局に対し法律上の相互援助等の要請を行うに当たり、当該要請に係る在外日本大使館職員による支援その他の支援を外務省に要請する必要があると認める場合には、次の事項を、同中央当局への要請に先立ち、外務省に通報するものとする。
 - (1) 要請を行う当局
 - (2) 要請に係る捜査、訴追又は司法手続の対象及びその性質
 - (3) 要請に係る捜査、訴追又は司法手続を行う当局の名称及び任務
 - (4) 関連する事実の概要
 - (5) 要請する援助についての記載及び要請を行った締約国がとられることを希望する特別の手続の詳細
 - (6) 証拠、情報又は措置が求められる目的
2. 警察庁、法務省及び外務省は、我が国からの法律上の相互援助等の要請が外交関係に影響を及ぼし得ると認められる場合には、警察庁及び法務省において、他の締約国の中の中央当局に当該要請を行うに当たり、当該要請に係る支援を外務省に要請することになるであろうとの認識を共有する。
3. 外務省は、法律上の相互援助等においては迅速性が極めて重要であることに鑑み、警察庁及び法務省が行う法律上の相互援助等の要請に係る支援その他の条約の実施に係る事務を速やかに行うものとする。